解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十二月三十一日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、平成二十二年三月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

徳島県徳島市国府町芝原字天満八九番地

医療法人斎藤医院

清算人　齋藤　百代

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為に定める存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

宮崎県宮崎市広島二丁目一番三一号

財団法人宮崎太陽中小企業振興会

代表清算人　宮田　穂積

解散公告（第二回）

当法人は、臨時社員総会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

宮城県名取市増田字柳田二四四番地

社団法人名取・岩沼医師会

清算人　青木　恭規

解散公告（第二回）

当協会は、平成二十二年四月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

東京都新宿区本塩町八番地の二

特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会

清算人　木川田典彌

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十六日開催の第十五回総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

東京都千代田区紀尾井町六番五号

特定非営利活動法人紀尾井シンフォニエッタ東京

代表清算人　町田　龍一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

滋賀県近江八幡市安土町小中一五二番地一

社団法人安土町シルバー人材センター

代表清算人　奥田　良三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

和歌山県和歌山市久右衛門丁五三

財団法人和歌山県労働者福祉財団

代表清算人　梅本　博文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月二十六日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

鳥取県鳥取市末広温泉町七二四番地

財団法人鳥取県乾椎茸価格安定基金協会

代表清算人　近藤　儀徳

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日岡山県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

岡山県高梁市備中町西油野一四三二番地

学校法人木の実学園

清算人　真部　宥賢

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十日開催の総会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

宮崎県宮崎市橘通東二丁目九番一九号

社団法人宮崎県ダンプカー協会

清算人　林　正和

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月十六日開催の臨時総会において解散を決議し、鹿児島県知事の承認により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

鹿児島県肝属郡肝付町新富三三番地

社団法人肝付歯科医師会

清算人　小浜　昭二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月六日開催の臨時理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

北海道札幌市中央区南一条西九丁目一番地二

医療法人社団はまなすデンタル医療機構

代表清算人　仁科　雅晴

解散公告（第三回）

当協会は、平成二十二年三月二十六日開催の理事会の決議により解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

山形市緑町一丁目九番三〇号

財団法人山形県公営企業振興協会

代表清算人　早坂　進

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十二年一月二十九日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

埼玉県行田市大字下須戸一四一六番地

清算法人行田市太田地区土地改良区

清算人代表　小林　榮一

解散公告（第三回）

当商工会は、平成二十二年三月二十五日開催の臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当商工会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

千葉県流山市流山二丁目三一二番地

流山市商工会

代表清算人　大橋　照司

第21期決算公告　平成22年3月30日

北海道旭川市神居町上雨紛430

旭川リゾート開発株式会社

代表取締役　遠藤　正人

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	73,661
	固定資産	94,166
	資産合計	**167,827**
負債及び純資産の部	流動負債	142,997
	固定負債	4,518,400
	負債合計	**4,661,397**
	株主資本	△4,493,570
	資本金	50,000
	資本剰余金	600,000
	利益剰余金	△5,143,570
	その他利益剰余金	△5,143,570
	純資産合計	**△4,493,570**
	負債・純資産合計	**167,827**

（注）当期純損失　74,083千円